

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 28.1.20 第 190 回国会第 2 号

1 月 20 日（水）、第 2 回の委員会が開かれました。

1 議案の撤回許可に関する件

- ・公職選挙法の一部を改正する法律案（逢沢一郎君外 6 名提出、第 189 回国会衆法第 23 号）の撤回を許可することに決しました。

2 公職選挙法の一部を改正する法律案起草の件

- ・平沢勝栄君外 7 名（自民、民維ク、公明、おおさか、結集）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者北側一雄君（公明）から趣旨説明を聴取しました。
- ・提出者逢沢一郎君（自民）、北側一雄君（公明）及び中野洋昌君（公明）並びに政府参考人に対し発言がありました。
- ・衆議院規則第 48 条の 2 の規定により内閣の意見を聴取したところ、土屋総務副大臣から「特に異議はない」旨の発言がありました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。
（賛成一自民、民維ク、公明、共産、おおさか、結集）

（発言者及び主な発言内容）

塩川鉄也君（共産）

- ・憲法は、国民の固有の権利として選挙権を保障し、この権利行使には投票機会の保障が不可欠であるので、今回の措置は必要なものと考えますが、本起草案はそのような趣旨で提案されたものであることについて、動議提出者に確認したい。
- ・高校卒業後に親元を離れて進学をした学生等の住民票異動の割合が少ない状況において、総務省においてはどのような対策を講じているか確認したい。
- ・国政選挙においては、住民票がある市町村に長期不在であっても投票できるように、国内、海外を問わず、投票機会を保障することが必要であると考えますが、動議提出者の見解を伺いたい。